

## お申込み時の取扱い範囲

- 被保険者年齢：満20歳～満89歳
- 死亡保険金額：30万円～300万円
- 保険料：3,000円以上

## 責任開始期について(責任開始期とは、申込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます)

少額短期保険契約(以下「保険契約」といいます。))は、保険契約者からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始されます。

(なお、保障は承諾前より開始されますが、当社が保険契約者からのお申込みに対し、承諾をしなかった場合は保障はされません。)

- 「責任開始期に関する特約」を付加された場合は、会社が保険契約申込書を受け取ったときまたは被保険者の告知のときのいずれか遅い方から保険契約上の保障が開始されます。
- 上記特約が付加されない場合は、第1回保険料相当額のお払込があったとき(告知後にお払込があったとき)から保険契約上の保障が開始されます。

## 保険契約のお支払い事由について

この保険で支払われる保険金は以下のとおりです。保険金をお支払いできない場合もありますので「約款」を必ずご覧ください。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が契約日から180日以内の不慮の事故以外で死亡したとき	既払込保険料相当額	死亡保険金受取人
	被保険者が契約日からその日を含め180日経過した後に死亡したとき	死亡保険金額	
災害死亡保険金※	被保険者が責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その不慮の事故が発生した日からその日を含め180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人

※災害死亡給付特約を付加された場合、お支払いいたします。

## 保険契約の更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに、ご契約を継続しない旨のお申し出がないときは、保険契約は保険期間満了日の翌日に更新されます。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同様に1年となります。
- 更新後の保険金は一定ですが、保険料は被保険者の年齢によって計算します。したがって、更新後の保険料は更新前と異なります。
- 更新後のご契約には更新時の普通保険約款、特約条項および保険料率が適用されます。
- 更新後の保険料等については、当社より事前にご案内いたします。
- 次の場合には更新のお取扱いはいたしません。  
更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳を超える時
- 上記にかかわらず、会社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは更新する保険契約の保険料等の見直しを行うことがあります。また、会社がこの保険契約の締結を扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

## 配当金・解約返戻金について

配当金：この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

解約返戻金：年払、半年払、三ヶ月払契約については経過期間により解約返戻金をお支払いすることがあります。

## ご契約の際にはご契約内容(契約概要)、特に重要なお知らせ(注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款を必ずご覧ください

主な記載事項は、保険の特徴と仕組み、お申込の撤回(クーリング・オフ)、告知義務について、保障の開始期などです。お申込の前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

## 少額短期保険募集人について

少額短期保険の募集は、保険業法に基づき登録された少額短期保険募集人のみが行うことができます。少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約お申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 少額短期保険業について

- 当社が経営破綻に陥った場合に保険契約者保護機構による資金援助はありません。また、同機構からの補償対象契約には該当しません。
- 少額短期保険業者の引受ける保険契約の保険期間は損害保険については2年以内、生命保険については1年以内です。
- 当社が一人の被保険者について引受ける死亡保険金および災害死亡保険金の上限はそれぞれ300万円となります。
- 少額短期保険業者が一名の保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100名を超えることはありません。
- 少額短期保険業者の保険契約は生命保険料控除・損害保険料控除の対象とはなりません。

## 株式会社 メモリード・ライフ

登録番号：関東財務局長(少額短期保険)第18号  
本社 〒112-0002 東京都文京区小石川1-2-4 東洋ビル7F  
ホームページ <http://www.memoleadlife.co.jp>  
Tel:03-6805-2211 Fax:03-6805-2210

## 取扱者/代理店(少額短期保険募集人)

パンフレットのご請求、商品内容の問い合わせは下記の担当者までご連絡ください

メモリード・ライフがお届けする  
死後の整理資金、葬儀費用の  
準備のための保険です。

無配当 1年定期保険  
(保険金建)



# 小さなお負担で 必要な保障が一生確保できる 定期保険です

## 更新最長99歳まで

### この保険の7つの特徴

#### ①更新により生涯（更新最長99歳まで）の保障の継続が可能です。

- ご契約者から保険期間満了の2週間前までに継続しない旨のお申し出がない限り更新されます。
- ご契約可能年齢は20～89歳までです。

#### ②保険金建てですので万一のときの必要資金にあわせた死亡保険金額が設定でき、保険金額は10万円単位でお申し込みいただけます。

#### ③保険期間中の死亡に対して死亡保険金をお支払いします。

- ただし、契約日からその日を含めて180日以内の死亡の場合には、次のとおりとなります。
  - ・不慮の事故を直接の原因として死亡したときは、死亡保険金をお支払いいたします。
  - ・不慮の事故を直接の原因とせず死亡したときは、既払込保険料相当額を死亡保険金としてお支払いいたします。

#### ④この保険は保険金建てですので、更新により高年齢になっても死亡保険金額は変わりません（保険料は逡増します）。

#### ⑤災害死亡給付特約をお付けいただくことで、不慮の事故による死亡の保障が充実できます（災害死亡保険金額は最高300万円で10万円単位となります）。

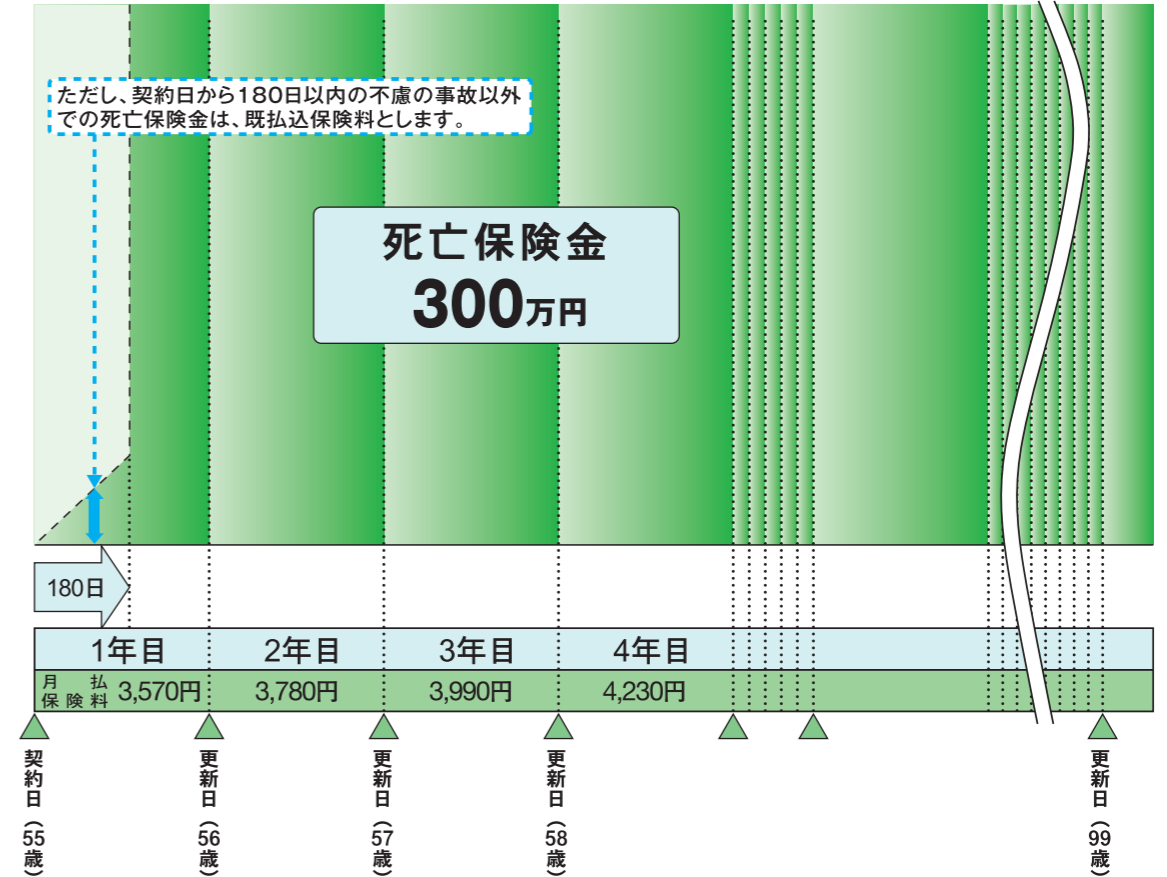
#### ⑥保険金クイック支払サービスにより、支払申出書を当社が受け付けた日の翌々営業日に保険金の50%をお支払いすることができます。

- クイック支払ができない場合もございますので、詳しいことは取扱者／代理店または当社へご確認ください。

#### ⑦より多くの方がご加入できるよう、保険契約の申し込みの際の引受基準を緩和しております。

- ご契約例
- 被保険者 55歳 男性
  - 保険種類 無配当1年定期保険（保険金建）
  - 月払保険料 3,570円
  - 死亡保険金 300万円

この保険に満期保険金はありません



◆更新ごとの保険料の推移例

更新年数	月払	三ヶ月払	更新年数	月払	三ヶ月払
ご加入時 55歳	3,570	10,350	6年 60歳	4,680	13,590
2年 56歳	3,780	10,920	7年 61歳	4,980	14,400
3年 57歳	3,990	11,550	8年 62歳	5,340	15,420
4年 58歳	4,230	12,240	9年 63歳	5,760	16,650
5年 59歳	4,470	12,930	10年 64歳	6,210	18,000

単位：円

◆無配当1年定期保険（保険金建）死亡保険金300万円に対する保険料例

単位：円

男性					女性				
年齢	年払	半年払	三ヶ月払	月払	年齢	年払	半年払	三ヶ月払	月払
50	29,460	14,880	7,560	-	50	17,220	8,700	4,410	-
55	40,320	20,370	10,350	3,570	55	20,520	10,350	5,250	-
60	53,010	26,760	13,590	4,680	60	23,820	12,030	6,120	-
65	76,350	38,550	19,590	6,750	65	33,240	16,800	8,520	-
70	116,730	58,950	29,940	10,320	70	48,360	24,420	12,390	4,290
75	174,900	88,320	44,850	15,480	75	78,480	39,630	20,130	6,960
80	277,380	140,100	71,130	24,540	80	134,910	68,130	34,590	11,940

◆災害死亡給付特約 災害死亡保険金300万円に対する保険料例

単位：円

男性					女性				
年齢	年払	半年払	三ヶ月払	月払	年齢	年払	半年払	三ヶ月払	月払
50	1,500	780	390	150	50	990	510	270	90